

こ政号外  
令和3(2021)年1月14日

各認定こども園設置者 様

栃木県保健福祉部こども政策課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言に係る認定こども園への要請等について（依頼）

県の子ども・子育て支援行政の推進につきましては、日頃より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、本県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に指定されたことに伴い、令和3年1月14日（木）から2月7日（日）までの期間、県内全域において栃木県緊急事態措置を講じることとなりました。

認定こども園に対する要請の内容は下記のとおりとなりますので、引き続き、必要な保育の確保と感染防止対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。これまでも感染防止のため、大変な御苦勞をされている中で重ねてのお願いとなりますが、御協力をお願いいたします。

#### 記

#### 1 事業の継続及び感染防止対策の徹底

国は、認定こども園について、保育の必要性のある子どもの受け皿となっていることから、感染防止対策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請しています。

また、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止等の徹底を要請しており、子どもの健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、文部科学省が発出した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等に示された、学校の行動基準や感染症予防対策を踏まえた対応を併せて要請します。

なお、各施設において、市町の判断の下、やむを得ず臨時休園や登園の自粛要請を行う場合においても、必要な者に保育が提供されないということがないよう、市町と十分な検討をお願いします。

#### 2 感染まん延防止対策の徹底

施設設置者においては、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染防止対策を継続していただくほか、職員に感染リスクの高まる場面や行動を避け、風邪症状など体調不良がある場合は休暇を取得するよう御指導をお願いします。

#### 3 人権への配慮

新型コロナウイルス感染症へのり患は誰にでも生じ得るものであり、感染者やその家族、勤務先等に対する不当な扱いや誹謗中傷は人権侵害に当たり得るものであることを踏まえ、偏見・差別等の防止に十分留意していただくようお願いいたします。

こども政策課  
子ども・子育て支援班  
TEL:028-623-2064  
FAX:028-623-3070